

議案第 38 号

ひたちなか市市税条例及びひたちなか市市税外収入の督促及び延滞  
金徴収等に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市市税条例及びひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関  
する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

## ひたちなか市条例第 号

### ひたちなか市市税条例及びひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例

(ひたちなか市市税条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市市税条例（平成6年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条中「ひたちなか市公告式条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をひたちなか市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

(ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例（平成6年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条中「ひたちなか市公告式条例」を「公示事項（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をひたちなか市公告式条例」に、「に定める」を「第2条第2項に規定する」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のひたちなか市市税条例第18条の規定及び第2条の規定による改正後のひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

ひたちなか市市税条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	

ひたちなか市市税外収入の督促及び延滞金徴収等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(公示送達)                      第6条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）<u>に定める掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)                      第6条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、<u>公示事項（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	